

議案第5号関連資料

明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

本年度の人事院勧告に基づき、国においては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を進めるため、出生サポート休暇の新設をはじめとした、人事院規則の改正が行われました。

本市においても、国に準じた制度とするため、関係条例について所要の整備を図ろうとするものです。

2 改正の内容

(1) 出生サポート休暇(有給休暇)の新設

名 称	出生サポート休暇
対 象 者	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる職員(任期付職員、会計年度任用職員等を含む)
対 象 と な る 不 妊 治 療	(1) 不妊の原因等を調べるための検査 (2) 不妊の原因となる疾病の治療 (3) タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、排卵誘発法 (4) 体外受精に係る移植後の経過観察、ホルモン補充、妊娠判定 (5) 不妊治療を受けるに当たって、出席が必須のものや、医師の指示、指導により受ける説明会への出席 (6) 不妊治療の一環として、当該医療機関が実施するカウンセリング
日 数	フルタイム勤務職員については、1年度につき5日(体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては、10日)

(2) 非常勤職員の育児休業取得要件の緩和

対 象 者	非常勤職員(任期付職員、会計年度任用職員等)
概 要	本市で継続して1年以上在職している要件を廃止し、採用1年目から取得可

(3) その他

上記改正に伴う規定整備等

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- (2) 明石市職員の育児休業等に関する条例

4 施行期日

2022年（令和4年）4月1日

5 今後の予定

本年度の人事院勧告に基づき、国においては、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるため、育児休業の取得回数制限の緩和や、育児参加休暇の取得期間の拡大などの改正が、令和4年10月に施行されます。

本市においても、国の改正に合わせ、令和4年9月議会において、条例改正を提案する予定です。